

厚労省の社会保障審議会介護給付費分科会は 2 月 6 日、2015 年度からの介護報酬をまとめた。社会保障費の抑制のため全体で 2.27%引き下げられ、基本的なサービスを提供した場合の報酬の大部分が下がった。

一方、在宅サービスや介護の必要性が高い中重度者や認知症の人向けのサービスを充実させた際に、加算を手厚くするなど、報酬にメリハリをつけた。質の高い事業者を増やし介護を受けながら自宅などで暮らせるようにするのが狙いだ。

個々の利用者からみた場合、各サービスの基本料金は（例えば特養ホームなどの施設サービスの料金）が下がる一方、質の高い介護（中重度者や認知症の人の在宅サービス）を受けた場合には利用料が上がるケースもある。

介護保険サービスの公定価格である介護報酬は、3 年ごとに見直しされている。マイナス改定は 2006 年度以来、9 年ぶりだ。今回の改定では、住み慣れた地域で暮らし続けられる「地域包括ケアシステム」という仕組みづくりに重点を置いた。

介護保険の利用者は、2014 年度時点で約 500 万人に上り、年間の総費用は、10 兆円に達している。

65 歳以上の人が払う介護保険料（全国平均で月 4,972 円）は、財務省の資産 d え、来年度から月 5,800 円程度となるところ、今回のマイナス改定により 5,550 円程度に抑えられるとしている。

介護保険サービスの利用者は、使った介護サービスに応じて、その 1 割を事業者を支払い、残りの 9 割は市町村の介護保険で賄われる。

改定のポイントは①全体を 2.27%引き下げ②基本部分は報酬削減③認知症、中重度者向けのサービスを向上④自宅や施設での看取りを後押し⑤生活に即したりハビリを促進⑥介護職員の賃金を月額 1 万 2,000 円引き上げ（2015/02/06 読売新聞から）